

(説明事項文書)

令和 5 年 4 月 1 日

熊本 太郎 様

事業所名 ○○株式会社
使用者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

あなたと正社員との待遇の違いの有無と内容、理由は以下のとおりです。ご不明な点は「相談窓口」の担当者までおたずねください。

1 比較対象となる正社員

販売部門の正社員（おおむね勤続3年までの者）

比較対象となる正社員の選定理由

職務の内容が同一である正社員はいないが、同じ販売部門の業務を担当している正社員で、業務の内容が近い者は、おおむね勤続3年までの者であるため。

2 待遇の違いの有無とその内容、理由

基本給	正社員との待遇の違いの有無とある場合その内容	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない
	アルバイト社員は時給1100円、比較対象となる正社員は、売上目標の達成状況に応じて1100円～1400円（時給換算）です。		
	待遇の違いがある理由 正社員には月間の売上目標があり、会社の示したシフトで勤務しますが、アルバイト社員は売上目標がなく、希望に沿ったシフトで勤務できるといった違いがあるため、正社員には重い責任を踏まえた支給額としています。		

賞与	待遇の目的 社員の貢献度に応じて会社の利益を配分するために支給します。		
	正社員との待遇の違いの有無とある場合その内容	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない
	アルバイト社員は店舗全体の売上に応じて一律に支給（○○円～△△円）しています。正社員については目標管理に基づく人事評価の結果に応じて、基本給の0か月～4か月（最大□□円）を支給しています。		
	待遇の違いがある理由 アルバイト社員には売上目標がないので、店舗全体の売上が一定額以上を超えた場合、一律に支給しています。正社員には売上目標を課しているため、その責任の重さを踏まえて、目標達成状況に応じた支給とし、アルバイト社員より支給額が多くなる場合があります。		

通勤手当	待遇の目的 通勤に必要な費用を補填するものです		
	正社員との待遇の違いの有無とある場合その内容	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない
	正社員・アルバイト社員ともに交通費の実費相当分（全額）を支給しています。		
	待遇の違いがある理由		

熊本労働局作成様式

【 パートタイム・有期雇用労働法 第14条2項 】

パートタイム・有期雇用労働者から求められた時は、当該パートタイム・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びにその待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務付けられています。

※「説明義務が課される事項」

通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由、労働条件に関する文書の交付等、就業規則の作成手続き、不合理な待遇の禁止、差別的取り扱いの禁止、賃金、教育訓練、福利厚生施設、正社員転換措置

【 パートタイム・有期雇用労働法 第14条3項 】

事業主は、14条2項の求めをしたことを理由として、そのパートタイム・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

※「不利益な取扱い」

配置転換、降格、減給、昇給停止、出勤停止、労働契約の更新拒否等